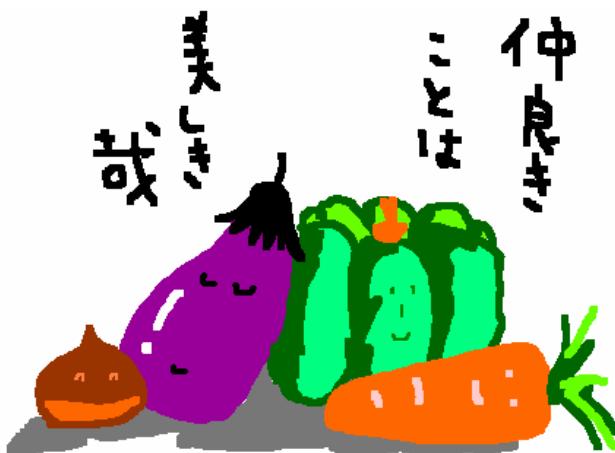


たぶんかきょうせいすいしん  
**多文化共生推進プラン**

くにひとて  
いろんな国の人たちが手をつなぎ  
ささともに支えあうまちづくり



ほん がいこくじんしみん ふく おお しみん りかい  
本プランは、外国人市民を含め、多くの市民のご理解をいただく  
かのう かぎ わ ひょうげん つと ひょうご  
ために、可能な限り、分かりやすい表現に努めました。また、標語  
しみん したとも こうごでき い  
では、市民に親しみを持つてもらえるように、あえて、口語的な言  
まわ もち い回しを用いました。

へいせい ねん ねん がつ  
平成22年(2010年)1月  
ふく い し  
福 井 市

たぶんかきょうせい  
「多文化共生」とは

こくせき みんぞく こと ひとびと たが  
国籍や民族などの異なる人々が、互いの  
ぶんかてき みと あ たいとう かんけい  
文化的ちがいを認め合い、対等な関係を  
きず ちいきしゃかい こうせいいん  
築こうとしながら、地域社会の構成員と  
とも い  
して共に生きていくこと

そうむしょう たぶんかきょうせい すいしん かん けんきゅうかいほうこくしょ  
総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より

# 目次

だい しょう さくてい	
<b>第1章 策定にあたって</b>	
もくとき	
1 目的	1
い ち づ	
2 位置付け	1
き か ん	
3 期間	2
さくてい け い い	
4 策定の経緯	2
だい しょう ふ く い し げんじょう か だい	
<b>第2章 福井市の現状と課題</b>	
がいこくじんとうろくしや げんじょう	
1 外国人登録者の現状	3
がいこくじんしみん ちょうさ おも け っ か	
2 外国人市民アンケート調査の主な結果	8
ぶん やべつ げんじょう か だい	
3 分野別の現状と課題	11
た ぶ ン か き ょう せ い おも か だい	
4 多文化共生への主な課題（まとめ）	16
だい しょう た ぶ ン か き ょう せ い いしん き ほ ん て き か ん が か た	
<b>第3章 多文化共生推進の基本的な考え方</b>	
き ほ ん り ね ん	
1 基本理念	17
き ほ ん ほ う し ん	
2 基本方針	17
き ほ ん し さ く	
3 基本施策	18
かくしゅたい やくわり れんけい	
4 各主体の役割と連携	18
だい しょう た ぶ ン か き ょう せ い いしん ぐ た い て き し さ く	
<b>第4章 多文化共生推進の具体的な施策</b>	
し さ く た い け い	
1 施策の体系	21
し さ く い ち ら ん	
2 施策の一覧	22
だい しょう すいしん	
<b>第5章 推進にあたって</b>	
し さ く ゆ う せ ン じ ゅ ん い	
1 施策の優先順位	26
すいしんたいせい	
2 推進体制	26
し こ う か ん り	
3 進行管理	26
しりょう おも ざいりゆう し か く	
<b>資料 (1) 主な在留資格</b>	27
さくてい け い か	
(2) プラン策定の経過	29
けんとういいんめいほ	
(3) 検討委員名簿	29

# 第1章 策定にあたって

もくとき

## 1 目的

しみん ぎょうせい ちから ほんしき ひとびと けんこう い も  
**市民と行政が力をあわせ、本市に暮らすすべての人々が、健康で生きがいを持ち、**

しようらい きぼう も はたら たの こうりゅう しみんひとり あんぜん あんしん じっかん  
**将来に希望を持って、働き、楽しみ、交流し、市民一人ひとりが安全と安心を実感**

つく じんこうげんしょう  
**できる「ふくい」を創りあげていかなければなりません。そのためには、人口減少**

しゃかい とうらい ぞうか がいこくじんしみん かだい にほんじん がいこくじん  
**社会の到来とともに増加していく外国人市民※1にかかる課題に、日本人も外国人**

おなしみん かんてん た しみん ぎょうせい れんけい きょうどう とく  
**も同じ市民であるという観点に立って、市民と行政が連携・協働して取り組んでい**

ひつよう  
**く必要があります。**

がいこくじん ふく しみん たが みと あ たいとう かか きず  
**外国人を含めたすべての市民が、互いのちがいを認め合い、対等な関わりを築き**

とも あんしん く ちいき じつけん ふくいしたぶん かきょうせい  
**ながら、共に安心して暮らせる地域づくりを実現するために、「福井市多文化共生**

すいしん いか ほん さくてい  
**推進プラン」（以下「本プラン」という）を策定します。**

い ち づ

## 2 位置付け

ほん しみん ぎょうせい れんけい きょうどう せきにん とも しみんさんかく  
**本プランは、「市民と行政が連携・協働し、責任を共にする市民参画のまちづく**

きほんりねん ひと まち しせん ぶんか きょうせい ちょうわ しさく きほんもくひょう  
**り」を基本理念とし、「人・街・自然・文化」の共生・調和を施策の基本目標とし**

せいき ひら そうぞう だいごじふくいしそうごうけいかく かいていきほんけいかく  
**た「21世紀を拓くふくい創造プラン（第五次福井市総合計画〔改訂基本計画〕）」を**

じょういけいかく ほんし たぶん かきょうせいすいしん もくひょう さほんてき かんが かた かんけい  
**上位計画として、本市の多文化共生推進にかかる目標と基本的な考え方、関係す**

しさく たいけい てんかい しめ そうむしょう さくてい ちいき  
**る施策の体系と展開について示すものです。ならびに、総務省が策定した「地域に**

たぶん かきょうせいすいしん もと  
**おける多文化共生推進プラン」に基づきます。**

ほん にほん こくさいしゃかい ひじゅん こくさいじんけんきやく じんけん かん きやく  
**本プランは、日本が国際社会で批准した「国際人権規約」など人権に関する規約・**

じょうやく はいけい ほんし じんけん かん ししん ふくいしじんけんきょういく けいはつほうしん かんれん  
**条約を背景とし、本市の人権に関する指針「福井市人権教育・啓発方針」に関連し**

ます。

### 3 期間

ほん けいかく きかん きゅうそく へんか しゃかいじょうせい たいおう へいせい ねん  
本プランの計画期間は、急速に変化する社会情勢に対応するために、平成22年  
ねん ど へいせい ねん ねん ど ねんかん  
(2010年) 度から平成26年 (2014年) 度までの5年間とします。

### 4 策定の経緯

ほんし がくしきけいけんしゃ がいこくじんそうだんかんけいしゃ けいざいかんけいしゃ きょういくかんけいしゃ こくさいこうりゅうだんたい  
本市は、学識経験者、外国人相談関係者、経済関係者、教育関係者、国際交流団体  
かんけいしゃ がいこくじんしみん ぎょうせい ふくいしたぶん かきょうせいすいしん けんとうかい せつち  
関係者、外国人市民、行政による「福井市多文化共生推進プラン検討会」を設置し  
ました。

けんとうかい がいこくじんしみん たいしょう ちょうさ げんじょう かだい  
検討会では、外国人市民を対象としたアンケート調査をふまえ、現状と課題を  
せいり けい かい かいぎ かいさい そあん と 整理し、計5回の会議を開催して素案を取りまとめました。

ほんし ぶきょくおうだんてきかだいたいおうはん たぶん かきょうせいすいしんはん そしき  
さらに、本市では、部局横断的課題対応班として「多文化共生推進班」を組織し、  
がいこくじんしみん かん しょかだい はあく せいり おこな  
外国人市民に関する諸課題の把握と整理を行いました。

そあん こうかい しみん いけん もと  
素案は公開し、パブリック・コメントによって市民から意見を求めました。

※1 「外国人市民」とは、一般的に、本市に生活拠点を有する外国人を  
あらわ ほん にほんこくせき ゆう ひと  
表しますが、本プランでは、日本国籍を有しない人のみでなく、  
こくさいけっこん にほんこくせき しゅとく ひと ちゅうごく きこくしゃ  
国際結婚にともない日本国籍を取得した人、中国からの帰国者、  
がいこく う ひと にほんこくせき しゅとく がいこくしゅっしん  
外国で生まれた人など、すでに日本国籍を取得している外国出身  
ひと ふく の人も含めます。

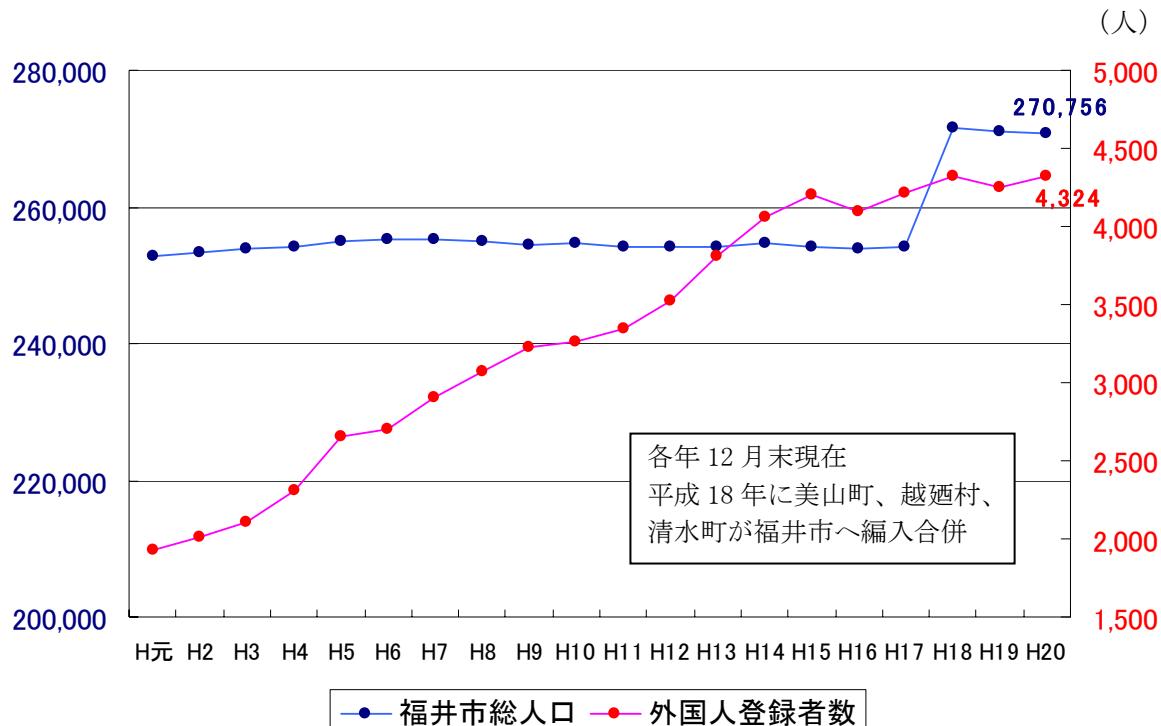
だい しょ ふ く い し げんじょう か だ い  
**第2章 福井市の現状と課題**

がいこくじんとうろくしゃ げんじょう  
**1 外国人登録者の現状**

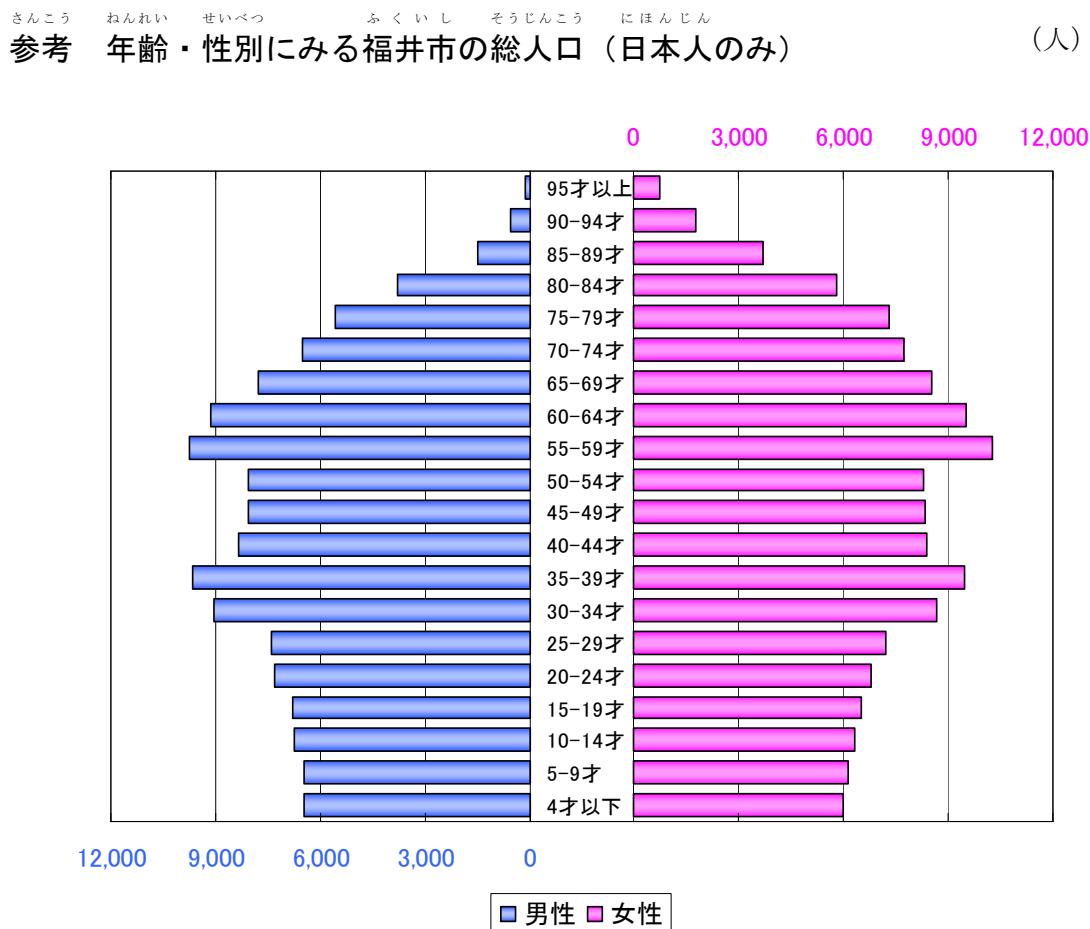
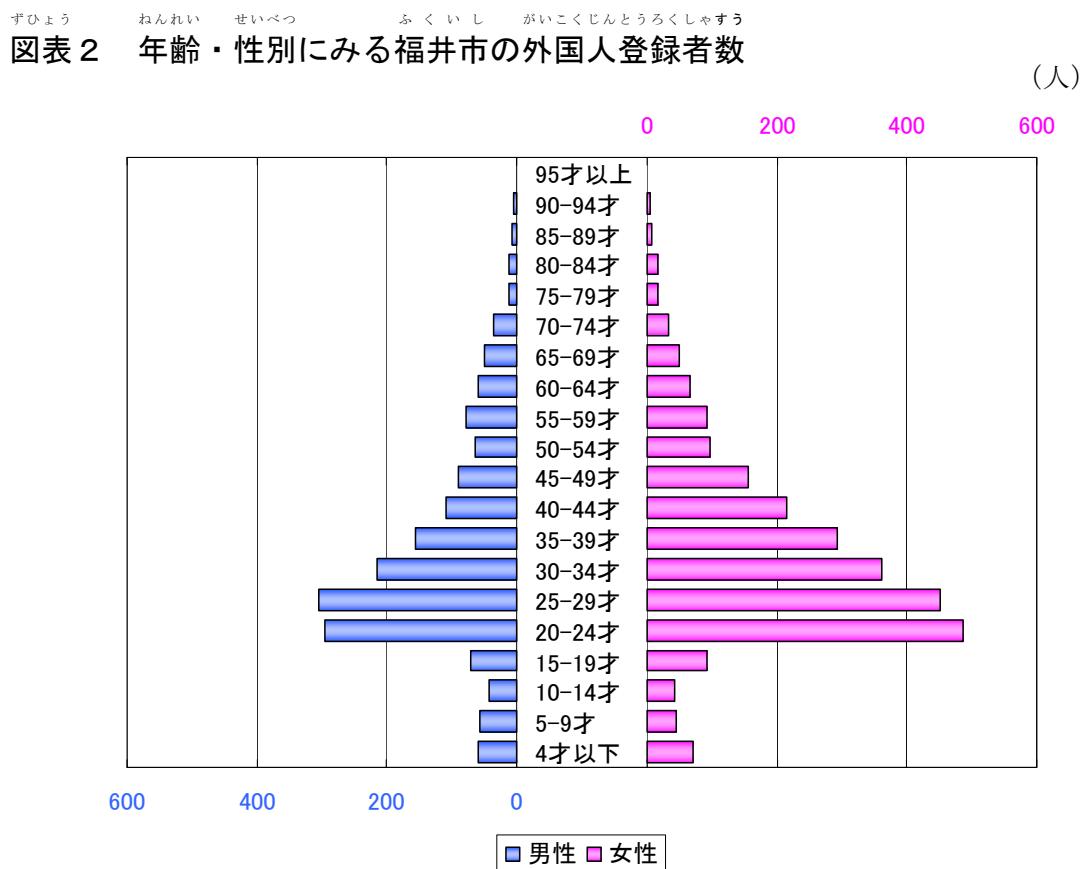
ほんし がいこくじんとうろくしゃ へいせい ねん ねん がつまつげんざい にん  
本市における外国人登録者<sup>※2</sup>は、平成20年（2008年）12月末現在、4,324人（54  
こく そうじんこう にん し わりあい  
か国）で、総人口270,756人に占める割合は1.6%となっています。

ねんれいべつじんこう にほんじん さい せいさんねんれいじんこう げんじょう さいいじょう  
年齢別人口では、日本人の15～64歳の「生産年齢人口」が減少し、65歳以上の  
ろうねんじんこう ぞうか たい がいこくじんとうろくしゃ さい わりあい ぜんたい  
「老年人口」が増加しているのに対し、外国人登録者は20～50歳の割合が全体の7  
わりいじょう じよせい だんせい ぱい  
割以上となっています。また、女性が男性の1.5倍となっています。

ずひょう ふ く い し そ う じ ん こ う す い い が い こ く じ ん と う ろ く し や す う す い い  
**図表1 福井市の総人口の推移と外国人登録者数の推移**



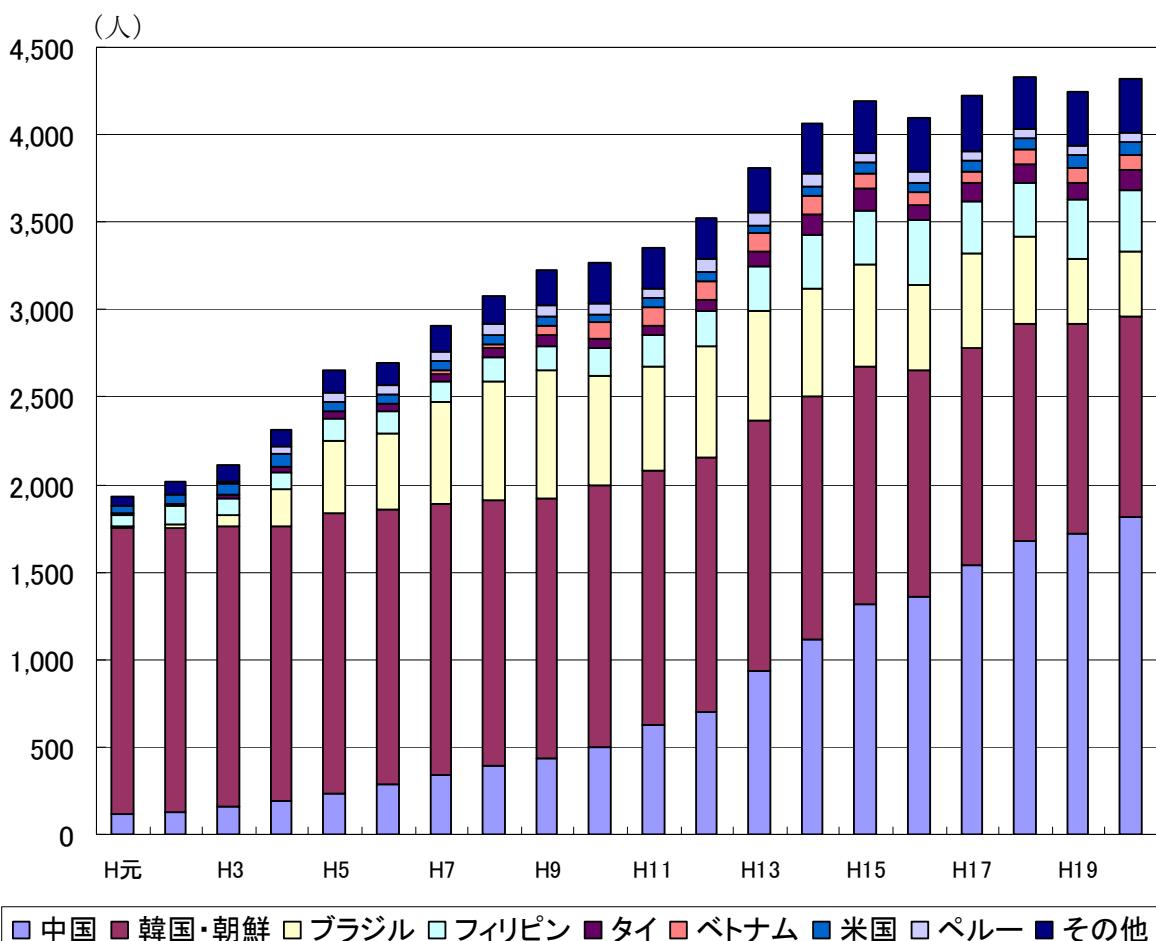
※2 「外国人登録者」とは、一定期間日本に滞在する外国人に義務付け  
がいこくじんとうろくしゃ いっていきかんにほん たいざい がいこくじん ぎむづ  
されている外国人登録法の登録者を表します。この制度は、平成21  
がいこくじんとうろくほう とうろくしゃ あらわ せいど へいせい  
年7月の住民基本台帳法改正により、3年内に廃止されること  
ねん がつ じゅうみんきほんだいちょうほうかいせい ねんいない はいし  
が決まっています。改正後は外国人市民も日本人と同様、住民基本  
き かいせいご がいこくじんしみん にほんじん どうよう じゅうみんきほん  
だいちょう とうろく  
台帳に登録されることになります。



平成20年（2008年）12月末現在 市民課資料

国籍別にみると、外国人登録者数で最も多いのは、平成15年（2003年）までは韓国・朝鮮でしたが、平成16年（2004年）以降は中国が上回り、現在は中国（1,810人 41.8%）、韓国・朝鮮（1,148人 26.5%）、ブラジル（374人 8.6%）、フィリピン（353人 8.2%）、タイ（117人 2.7%）となっています。

図表3 福井市の国籍別外国人登録者数の推移

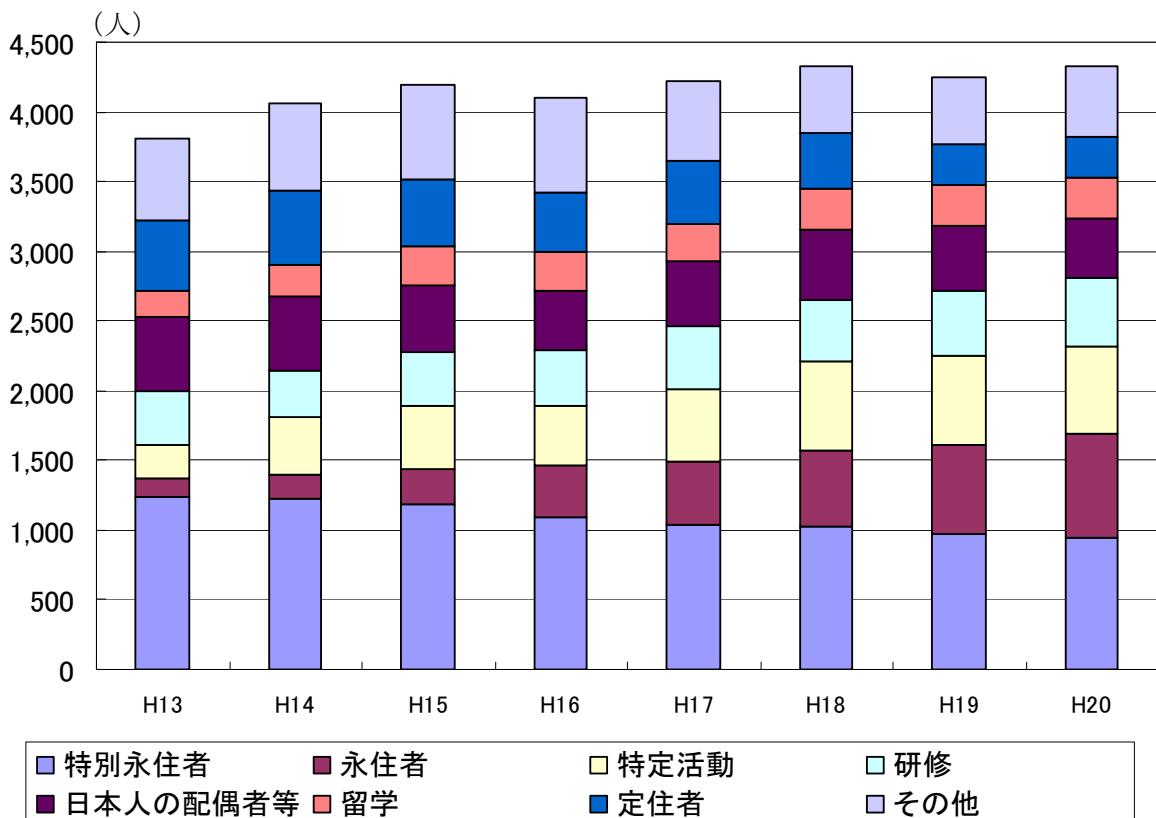


各年12月末現在 市民課資料  
在留資格<sup>※3</sup>でみると、「特別永住者」(941人 21.8%)、「永住者」(747人 17.3%)、「特定活動」(631人 14.6%)、「研修」(492人 11.4%)、「日本人の配偶者等」(420人 9.7%)となっています。  
5年前と比べると、「特別永住者」が0.86倍と減少し、「永住者」が2.01倍、「特定活動」が1.48倍、「研修」が1.24倍と増加しています。

国籍別の上位を在留資格別でみると、中国は「特定活動」と「研修」が56%を、  
 ブラジルは「永住者」「定住者」などが82%を占めています。中国をはじめアジア  
 地域から、研修生や技能実習生等の受入れが増加しているとともに、ブラジル  
 国籍者の定住化が進んでいます。

「日本人の配偶者等」を国籍別でみると、中国（118人）、フィリピン（107人）、  
 ブラジル（74人）の順となっています。

図表4 福井市の在留資格別外国人登録者数の推移



各年12月末現在 市民課資料

※3 「在留資格」とは、外国人が日本で働いたり留学したり生活するために必要な法的資格で、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」などに定められています。この資格が無いと、日本に滞在して活動することはできません。資格は、就労できる内容や活動について細かく分類されています。本プランで例示している在留資格については、資料（1）を参照してください。

がいこくじんとうろくしや おお ちく みなと ちく にん ひがしあご ちく にん  
外国人登録者の多い地区は、湊地区(456人4.95%)、東安居地区(341人 4.70%)、  
にっしん ちく にん はるやま ちく にん じゅんか ちく にん  
日新地区(245人 4.35%)、春山地区(215人3.09%)、順化地区(109人 3.01%)

となっています。

ほんし がいこくじんしみん わりいじょう ちいき ひとびと し  
このように、本市においては、外国人市民の8割以上をアジア地域の人々が占め、  
へいせい ねん ねん いこう にゅうかんほう かいせい がいこくじんぎのうじっしゅうせいど かくだい ろうどう  
平成2年(1990年)以降の入管法の改正や外国人技能実習制度の拡大により、労働  
にかかわる外国人市民が増加しています。

くわ へいせい ねん ねん ど ほんし こんいん かん とうけい やく くみ くみ  
加えて、平成20年(2008年)度の本市の婚姻に関する統計では、約16組に1組が  
こくさいけっこん はいぐうしゃ ぞうか がいこくじんしみん ていじゅうか すす わ  
国際結婚となるなど、配偶者の増加で外国人市民の定住化が進んでいることが分か  
ります。

けいこう こんご つづ よそう  
これらの傾向は、今後も続くことが予想されます。

## 2 外国人市民アンケート調査の主な結果

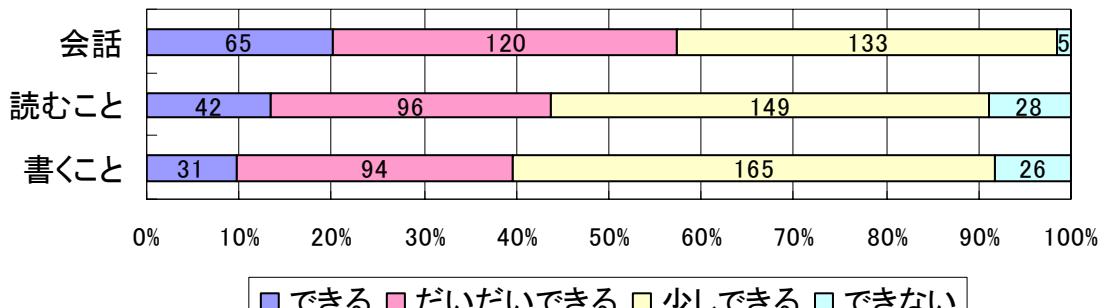
本市では、平成19年（2007年）度に福井県、各市町と協力し、初めて外国人市民を対象としたアンケート調査を行いました。調査は、市内の外国人登録者（特別永住者を除く）から国籍と在留資格の割合に応じて抽出し、5か国語で作成した調査票を配布・回収しました。回答者数は339人で回収率88.3%でした。

日本語の会話については、「できる」「だいたいできる」と答えた人は55%で、2人に1人が日本語の会話に不自由を感じています。

読むことができる言語については、「ふりがなつき日本語」は読めると答えた人が61%でした。4割近くの人が、中国語、英語、ポルトガル語といった言語でなければ情報を理解することができないということが分かります。

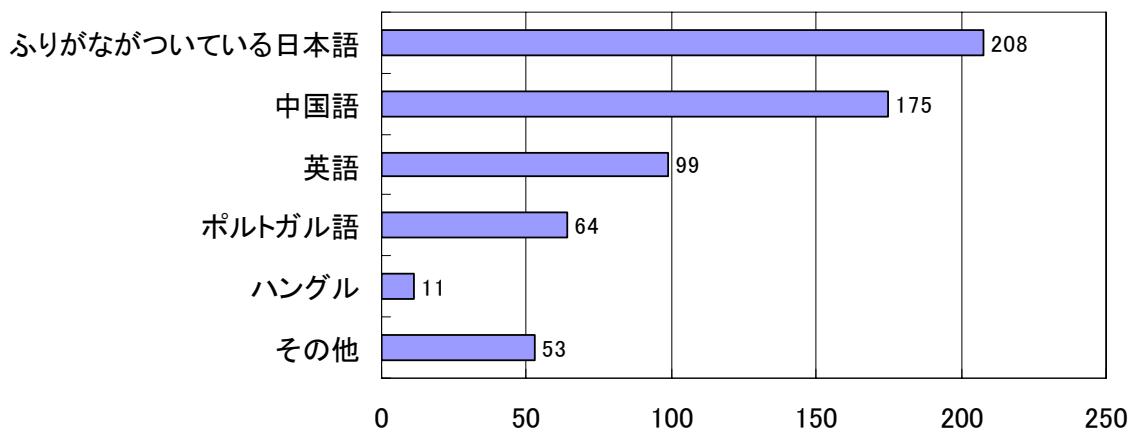
問：あなたは日本語がどのくらいできますか

(人)



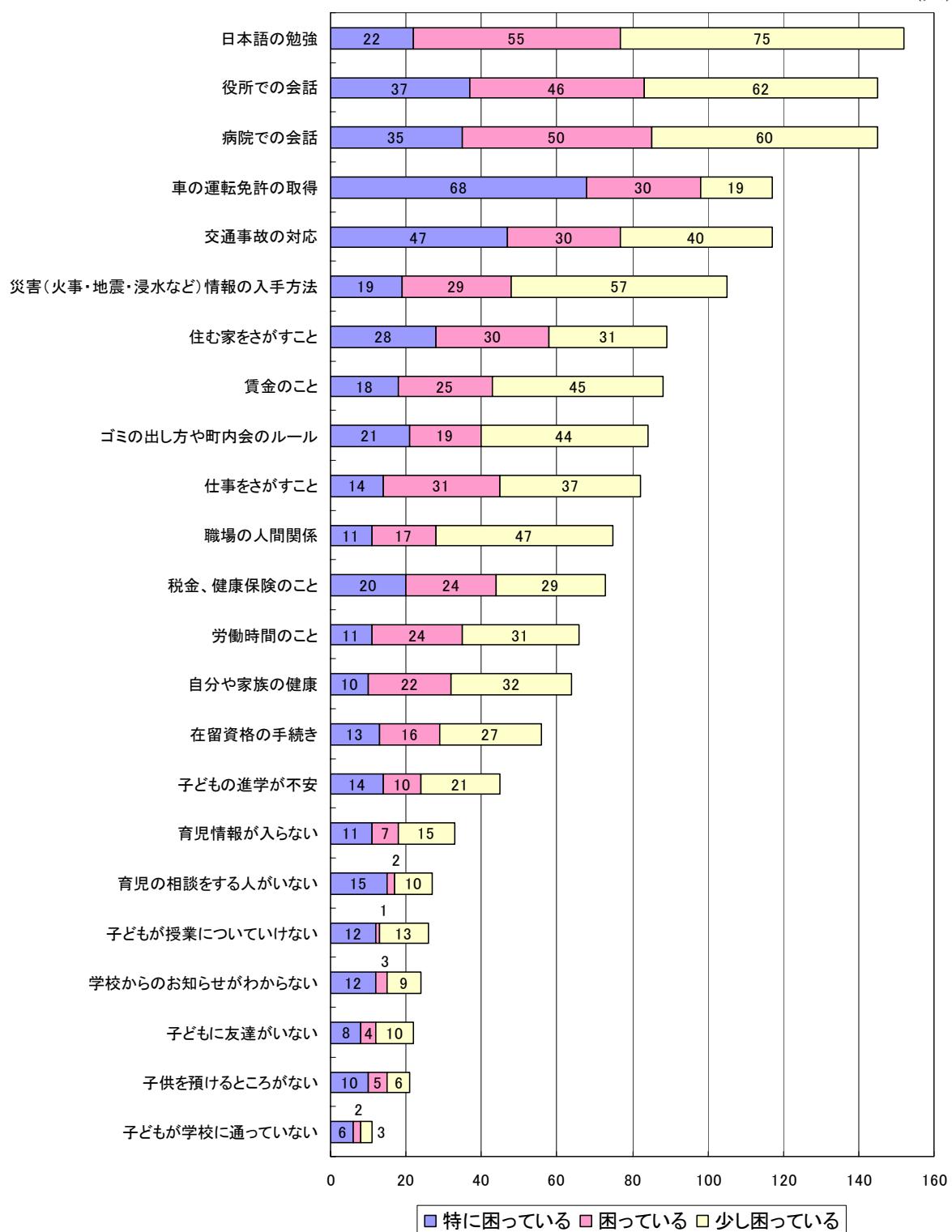
問：あなたはどの言語なら読めますか（複数回答）

(人)



## 問：日常生活で困っていること

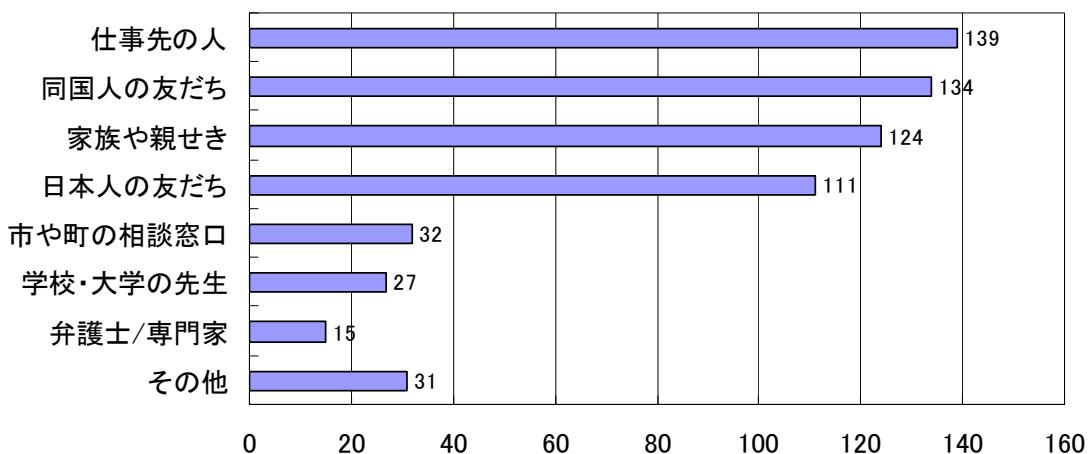
(人)



日常生活で困っていることに関する問では、「日本語の勉強」、「役所や病院での会話」といった日本語に関することに、約3割の人が「特に困っている」「困っている」と回答しています。

「仕事について」は、「特に困っている」「困っている」と回答した人は、1割強でした。「子育て・入園手続き」、「子供の学校生活・進学問題」については、未記入者（子供がいない方など）が多く、回答者の約1割の人が「特に困っている」「困っている」と回答しています。その他では、「災害情報の入手方法」について、困っていると回答した人が多くなっています。

問：困ったとき、誰に相談しますか（複数回答）(人)



困ったとき、誰に相談するかについては、「工事先の人」、「同国人の友だち」、「家族や親せき」、「日本人の友だち」が多くなっています。

問：あなたはどのような支援を必要としますか（複数回答）

支援内容	人数
市や町の窓口では、外国人に、やさしい日本語で説明してほしい	92
外国語で相談できる市や町の窓口が近くにあること	92
病院、役所、学校、ハローワークでの通訳・翻訳の紹介やサービス	89
日本人と交流できるところ	79
近くでかんたんな日本語の会話や読み書きが学べるところ	73
災害時に役に立つ避難場所や連絡先の情報	65
申込み用紙やお知らせ、イベント情報などを外国語やルビつきの日本語で発行してほしい	64
日本語能力試験などの勉強ができるところ	60
子供たちに母国語を教えてくれるところ	28
交通ルールや生活マナー講習会の実施	27
子育てや学校のことについて外国語で相談できるところ	25

### 3 分野別の現状と課題

ほんし がいこくじんとうろくしゃ げんじょう がいこくじんしみん ちょうさ けんとう  
本市における外国人登録者の現状と外国人市民アンケート調査、ならびに検討

いいん けいけん がいこくじんしみん と ま げんじょう かだい つぎ せいり  
委員の経験をふまえ、外国人市民を取り巻く現状と課題について、次のように整理

しました。

#### (1) 生活に必要な情報の理解

ぎょうせいじょうほう せいかつじょうほうとう りかい  
**ア 行政情報、生活情報等の理解**

がいこくじんしみん なか にほんご りかい ひと にほんご  
外国人市民の中には日本語を理解できない人もいて、日本語のコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じています。

ほんし たげんご せいかつ わかた だかた さくせい  
本市では、多言語の「生活ガイドブック」や「ゴミの分け方・出し方」を作成  
がいこくじんとうろくまどぐち はいふ えつらん  
し、外国人登録窓口で配布するほか、ホームページでも閲覧できるようにしています。

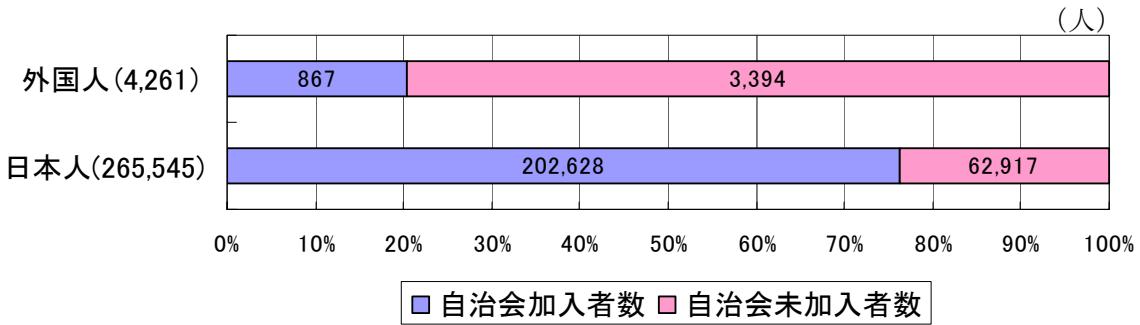
たげんごか じょうほう ぎょうせい かぎ はんい  
しかし、これら多言語化された情報は、行政サービスのきわめて限られた範囲  
しみん ていきよう しみん りこう  
でしかありません。市民に提供されるサービスや、市民として履行しなければならない義務などについて、そのほとんどが日本語でしか情報提供されていない  
ぎむ にほんご じょうほうていきよう  
現状です。加えて、行政内でも多文化共生への理解が十分ではありません。

ぎょうせい せいかつ ひつよう じょうほう にほんごひょうげん  
したがって、まず行政が、生活に必要な情報について、やさしい日本語表現や  
たげんごか おこな ていきよう ひつよう  
多言語化を行い提供することが必要です。

がいこくじんしみん やく わり じかいまかにゅう ていきよう じょうほう  
さらに、外国人市民の約8割が自治会未加入であることから、提供する情報を  
ひつよう ひと とど けんとう  
「必要とする人にどのように届けるか」について、検討しなければなりません。  
がいこくじんしみん せいかつ はじ ぎょうせい うけい だんたいとう せいかつしうかん  
外国人市民が生活を始めるときなどに、行政や受入れ団体等が、生活習慣の  
りかい ふく おこな ひつよう  
理解を含めたオリエンテーションを行うことも必要です。

ほんし がいこくじんしみん たいしう せいかつそうだんまどぐち せっち  
本市では、外国人市民のみを対象とした生活相談窓口は設置していませんが、  
ちようないまどぐちぎょうむ そだんぎょうむ ほさ ぎょうせいいつうやくいん はいち しんせい せつめいしょりい わ  
庁内窓口業務や相談業務を補佐する行政通訳員の配置や、申請・説明書類を分か  
りやすくするための「ふりがな表記や多言語併記」、「通訳者がいなくても対応で  
さくせい とりく ひつよう  
きるマニュアル作成」などに取組むことが必要です。

すひょう ふくいし じちかいかにゅうしやすう  
図表5 福井市の自治会加入者数



平成21年(2009年)3月末現在 市民課資料

## イ 日本語及び日本社会に関する学習機会

がいこくじんしみん せいかつ ひつよう にほんご しゅうとく がくしゅうきかい げんざい ふくいけんこくさい  
外国人市民が生活に必要な日本語を習得できる学習機会は、現在、福井県国際  
こうりゅうきょうかい じっし こうざ ほんし がくしゅうきかい ていきょう  
交流協会が実施している講座のみです。本市としては学習機会を提供していな  
げんじょう がいこくじんしみん おお ちく こうみんかん にほんごきょうしつ じっし  
い現状です。外国人市民の多い地区の公民館などで日本語教室を実施するほか、  
きぎょうない にほんごきょうしつ しえん がいこくじんしみん じりつ そくしん しく  
企業内の日本語教室を支援するなど、外国人市民の自立を促進する仕組みづくり  
ひつよう あわ にほんごしどう いくせい おこな じゅうよう  
が必要です。併せて、日本語指導ボランティアの育成を行うことが重要です。

## (2) 日常生活

### ア 居住

がいこくじんしみん りゅうがくせい みんかん ちんたいじゅうたく もう こ ぱあい みもと  
外国人市民や留学生が、民間の賃貸住宅に申し込んだ場合、ときには身元  
ほしょうにん にほんじん もと にゅうきょ べつ う  
保証人に日本人を求められることや、入居差別を受けることがあります。

ほんし こうえいじゅうたく にゅうきょ ちゅうせん かん じょうほう たげんごか  
本市の公営住宅では、入居や抽選に関する情報が多言語化されていません。  
にほん じゅうたく かん かんしゅう じゅうぶん りかい え  
また、日本の住宅に関する慣習やシステムについて、十分な理解を得られていない  
いケースもあります。

せいかつしゅうかん がいこくじんしみん にほんじんしみん あいだ しよう  
生活習慣のちがいなどから、外国人市民と日本人市民の間に生じるトラブル  
すく ちいき く たぶん かきょうせい りかい  
を、できるだけ少なくするためにには、地域でともに暮らす多文化共生への理解を  
けいはつ ひつよう にゅうきょ じ かてい  
啓発していくことが必要です。さらに、入居時のオリエンテーションなどで、家庭  
と あつか せいかつ じちかいい しく せつめい りかい  
ゴミの取り扱いなどの生活ルールや、自治会の仕組みなどについて説明し、理解  
もと ひつよう  
を求める必要があります。

## きょういく イ 教育

にほん がいこくじん けんぽう きょういくきほんほう しゅうがく ぎむ か  
日本では、外国人に、憲法や教育基本法による就学義務は課せられていません。

くに しちょうそん きょういくいいんかい にゅうがく みと にほんじん どうよう あつか しどう  
しかし、国は、市町村の教育委員会が入学を認め日本人と同様に扱うよう指導し  
へいせい ねん ねん がつげんざい ほんし がいこくじんじどうせいとすう にん  
ています。平成21年（2009年）4月現在、本市の外国人児童生徒数は129人で、  
しょうがっこう にん ちゅうがっこう にん  
小学校91人、中学校38人となっています。

やく わり にほんう そだ ちょうきかんにほん せいかつ にほんご  
このうち約8割は、日本で生まれ育ったか、長期間日本で生活していて、日本語  
もんだい じどうせいと のこ やく わり とちゅう にほん き  
の問題がないとされる児童生徒です。残りの約2割が、途中から日本へ来ている  
にほんごしどう ひつよう おも じどうせいと  
ので、日本語指導が必要と思われる児童生徒です。

げんさい たげんご がっこうせいかつ ひつよう おう はいふ くわ  
現在、多言語の学校生活ガイドブックを、必要に応じて配布しています。加え  
きょういくいいんかい いたくじぎょう しみんこくさいこうりゅうきょうかい がいこくせきじどうせいと  
て、教育委員会の委託事業により、ふくい市民国際交流協会が「外国籍児童生徒  
じぎょう じっし へいせい ねん ねん ど の にん じどうせいと たいしよう  
サポート事業」を実施し、平成20年（2008年）度は、延べ28人の児童生徒を対象  
にん にほんごしどう はけん  
に、16人の日本語指導ボランティアが派遣されています。

かだい  
課題としては、

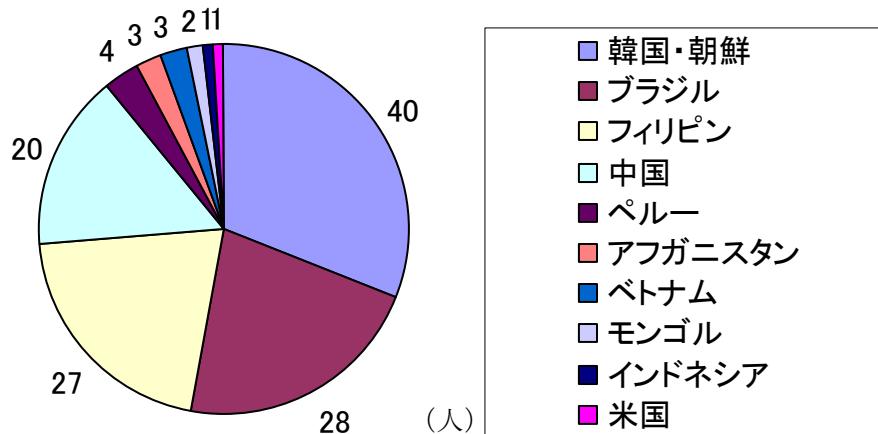
- にほんご か がっこうぶんしょ ほごしゃ じゅうぶんりかい  
日本語で書かれた学校文書などが、保護者に十分理解されていない。
- じどうせいと にほんごしどう しょきしどう かぎ じゅうぶん い  
児童生徒への日本語指導が、初期指導に限られていて十分とは言えない。
- にちじょうかいわ きょうか ないよう まな がくしゅうげんご りかい  
日常会話はできても、教科の内容を学ぶための学習言語が理解できないた  
にゅうし たいおう ちらら そな こうこう しんがく おお  
め、入試に対応できる力が備わらず、高校へ進学できないケースが多い。
- ほこくご しゅうとく おやこ しきょう で  
母国語を習得できず親子のコミュニケーションに支障が出ている。

などがあげられます。

がっこう そうごうてき がくしゅう じかん こくさいりかい かん がくしゅう おこな  
また、学校では、「総合的な学習の時間」で、国際理解に関する学習を行って  
ふか たぶん かきょうせい してん た がくしゅう すいしん ひつよう  
います。さらにそれを深め、多文化共生の視点に立った学習を推進する必要があります。

ようじ がいこく てんにゅう ばあい ようちえん ほいくえん にゅうえん  
幼児については、外国から転入してきた場合、幼稚園や保育園に入園しないケ  
おおみ にゅうえん てつづ たげんごか じょうほうていきょう  
ースが多く見られます。入園の手続きなどについては、多言語化した情報提供や  
しえん けんとう ひつよう  
支援を検討する必要があります。

図表6 福井市の外国籍児童・生徒の国籍別内訳



平成21年（2009年）4月現在 学校教育課資料

## ウ 労働

がいこくじんしみん きゅうしょく しゅうろう ざいりゅう しかく こくせき かんけい かのう  
 外国人市民の求職は、就労できる在留資格があれば、国籍に関係なく可能で  
 る。しかししながら、実際には、「外国人は雇用したことがないから面接に来ても  
 らいたくない」というような反応や、日本語ができなければ就業できないとい  
 った事例もあります。

ほんし くに せいど うけい ぎのうじゅうせいとう がいこくじんしみん やく  
 本市では、国の制度により受入れられている技能実習生等が、外国人市民の約  
 4分の1を占めています。技能実習生等の受入れ団体や、外国人市民を雇用する  
 企業には、「人権の尊重」と「労働法令の遵守」が求められます。

くわ うけい せいど りかい ぶそく がいこくじんしみん へんけん も  
 加えて、受入れ制度への理解不足から、外国人市民に偏見を持つてしまうこと  
 がないよう、市民の正しい理解が求められています。

## エ 医療・保健・福祉

がいこくご たいおうかのう びょういん ちょうさ うと かた さ  
 外国語に対応可能な病院について調査をしても、その受け取り方に差があるよ  
 うです。多言語の医療問診票があることで、対応可能と回答する病院が多く、実際  
 には、十分な会話ができるかどうかについて、問題があります。そのため、通訳者  
 に専門的な知識が無いのに、やむなく通訳や翻訳を求められることがあります。

がいこくじんじょせい しゅうきょうじょう りゆう じょせい いし ひつよう ばあい  
 ときには、外国人女性が宗教上の理由から、女性医師を必要とする場合もあり  
 ます。

だいきば びょういん いりょうつうやく ひつようせい みと きかん  
大規模な病院では、医療通訳の必要性は認められているようです。どの機関が  
いりょうつうやくしゃ いくせい はけん こうちく かだい  
コーディネートをして、医療通訳者の育成と派遣システムを構築するかが課題と  
なっています。

けんこうそだん ぼしほけん ぼしてちょう たげんごごばん にゅうようじけんしん もんしんひょう  
健康相談や母子保健については、母子手帳の多言語版や、乳幼児健診の問診票  
えいごばん ていきょう けんこうしんだん そうだんじょうほう たげんご  
の英語版は提供されています。しかしながら、健康診断や相談情報などで多言語  
か じょうほう おお けんこうほけんせいど しく ひつようせい かいご  
化されていない情報が多くあります。また、健康保険制度の仕組みや必要性、介護  
ほけん ねんきん せいど じゅうぶん りかい げんじょう  
保険や年金などの制度について、十分な理解がされていないのが現状です。  
がいこくじんしみん けんこう あんしん く かくしゅせいど じょうほうていきょう ひつよう  
外国人市民も健康で安心して暮らせるように、各種制度の情報提供が必要です。

## オ 防災

ほんし げんざい かくひなんじょ さいがい きんきゅうじ たげんご はいび  
本市では、現在、各避難所に「災害・緊急時の多言語ハンドブック」を配備し  
こんらん じょうきょう なか さいがいじょうほう ただ つた さいがいじ  
ています。混乱した状況の中で災害情報が正しく伝わるのか、また、災害時に、  
つうやく ひつよう はあく はけん たいせい かだい  
通訳ボランティアが必要なところの把握や派遣できる体制づくりが課題となっ  
ています。

ぎのうじっしゅうせいとう うけい きぎょう ぼうさいくんれん さんか ちいき ぼうさいくんれん  
技能実習生等は、受入れ企業で防災訓練に参加していますが、地域の防災訓練  
たげんご あんないじょうほう ていきょう がいこくじんしみん さんか て  
では、多言語による案内情報が提供されていません。また、外国人市民の参加は、  
すく げんじょう ちいき ようえんごしゃしょん がいこくじんしみん て  
少ないのが現状です。地域の要援護者支援においても、外国人市民にまでは、手  
とど  
が届いていないといえます。

さいがいじ じじょ せいしん ちいき きょうじょ ひつよう ちいき とく  
災害時には、自助の精神とともに、地域での共助が必要です。地域で取り組む  
ぼうさいたいせい がいこくじんしみん とこ さいがいじ じやくねんそう おお がいこくじんしみん  
防災体制に、外国人市民を取り込むことで、災害時、若年層の多い外国人市民に  
たす じゅうぶん かんが さいがいじ じょうほうでんたつしゅだん しえんたいせい  
助けてもらうことも十分に考えられます。災害時の情報伝達手段や支援体制を  
じゅんび へいじ がいこくじんしみん きんりん く いしき  
準備しておくとともに、平時から、外国人市民も近隣に暮らしているという意識  
ぼうさいくんれん ひつよう  
をもって防災訓練をすることが必要です。

## (3) 地域社会の意識と外国人市民の社会参加

こうみんかん こくさいりかいこうざ おこな れい たぶんかきょうせい  
公民館などで国際理解講座を行っている例もありますが、多文化共生の  
ひつようせい じゅうぶん りかい げんじょう  
必要性については、まだ十分に理解されていない現状があります。

企業で受入れている技能実習生等が買物を行ったときに、集団で行動しているからという理由だけで怖がられたりすることがあります。

多文化共生の地域づくりについて啓発を行うことが重要ですが、料理教室などの交流が多いのが現状です。さらにそれを深め、多文化共生にテーマを置いた意識啓発の学習機会をつくることが求められています。

さらに、地域行事に参加する外国人市民があまり見られないことから、地域活動に参加できるような環境づくりが必要です。そのためには、外国人市民の意識啓発も必要で、先に暮らし始めている外国人市民や留学生などが推進役となって、社会参加を促進することが求められます。

#### 4 多文化共生への主な課題（まとめ）

##### （1）外国人市民への行政サービスの提供

日本語によるコミュニケーションが困難なことにより、市民に提供される行政サービスや、履行しなければならない義務について、情報の提供が十分とはいえないません。生活に必要な情報を、やさしい日本語表現や多言語化して、分かりやすく提供し、支援することが求められています。

##### （2）多文化共生への理解

市民、地域社会、行政のどれにおいても、多文化共生への理解が十分に得られない現状があります。外国人市民を客人ではなく、隣人としてとらえ、すべての市民が安心して暮らせる社会を実現するためには、市民全体の多文化共生に関する理解が極めて重要です。

##### （3）市民相互の支え合い

多文化共生は行政だけで実現できるものではありません。自治の主体である市民が、対等な関わりを築き、日本人市民も外国人市民もそれぞれが地域社会のメンバーとして参画し、お互いに支えあう互助の関係をつくることが必要です。

## 第3章 多文化共生推進の基本的な考え方

### 1 基本理念

にほんじん す がいこくじん す がいこくじん  
日本人にとって住みやすいまちは、外国人にとっても住みやすく、また、外国人  
ににとって住みやすいまちは、日本人にとっても住みやすいまちです。

ほんし ゆた しそん でんとうでき れきし ぶんか しみん ほこ ちいき しげん  
本市には、豊かな自然や伝統的な歴史・文化など、市民が誇りにできる地域の資源  
が あります。また、市内各小学校区に公民館が設置され、活発に地域活動を展開し  
ています。このような、本市の地域性をいかしながら、誰もが一人の人間として尊重  
され、多様な文化をもった人々が社会に参画して実現される、豊かで活力ある社会  
をめざして、本プランの基本理念を

くに ひと て  
いろんな国の人たちが手をつなぎ  
ささ  
ともに支えあうまちづくり

とします。

### 2 基本方針

#### (1) 外国人市民も暮らしやすい環境づくり

ほんし く がいこくじんしみん く かんきょう  
本市に暮らす外国人市民も、日本人市民と同様に、「住民」として、行政サー  
ビスの提供を受ける「権利」と負担を負う「義務」があります。

#### (2) 多文化共生の意識づくり

さまざま ひと ぶんか きょうぞん きょうせいしゃかい すす しみん ちいき ぎょうせい  
様々な人や文化が共存する共生社会を進めるためには、市民、地域、行政を  
対象に、多文化共生の地域づくりについて、意識啓発を行うことが重要です。

#### (3) 誰もが参加できる地域づくり

にほんじんしみん がいこくじんしみん たが りかい そ う ご のうりょく  
日本人市民と外国人市民がお互いを理解し、相互にその能力をいかせるように  
社会全体が支えあうことが必要です。それには、地域社会での「互助・共助」の

かんけい きず じゅうよう  
関係を築くことが重要です。

### 3 基本施策

がいこくじんしみん げんじょう かだい ほん きほんりねん きほんほうしん もと  
外国人市民の現状と課題をふまえ、本プランの基本理念と基本方針に基づき、  
ほんし つぎ ぶんるい たぶん かきょうせいすいしん ぐたいてき しさく おこな  
本市では、次の4つの分類で多文化共生推進の具体的な施策を行います。

#### (1) コミュニケーション支援

ことば かべ がいこくじんしみん  
言葉のちがいが壁となり、外国人市民とのコミュニケーションや、情報伝達に  
じしょう しよう ぱあい ほんし せいかつ ひつよう じょうほう ていきょう がいこくじんしみん  
支障が生じる場合があります。本市での生活に必要な情報の提供と、外国人市民  
じょうほうでんたつしへんだん かくほ つと どうじ にはんご にはんしゃかい かん がくしゅうしえん  
への情報伝達手段の確保に努めます。同時に、日本語・日本社会に関する学習支援  
がいこくじんしみん じりつ うなが  
など外国人市民の自立を促します。

#### (2) 生活支援

がいこくじんしみん あんしん ほんし せいかつ きよじゅう きょういく ろうどう いりょう ほけん  
外国人市民が、安心して本市で生活できるよう、居住、教育、労働、医療・保健・  
ふくし ぼうさい ぶんや ひつよう しえん おこな  
福祉、防災などの分野において、必要な支援を行います。

#### (3) 多文化共生の地域づくり

ちいき にはんじんしみん がいこくじんしみん  
地域で、日本人市民と外国人市民が、ともに地域の構成員として共生できる  
かんきょう しみん いしきけいはつ ちいき こうせいいん きょうせい  
環境をつくるため、市民への意識啓発とともに、市民主体の多文化共生活動や  
がいこくじんしみん じりつ しゃかいさんかく しえん おこな  
外国人市民の自立と社会参画への支援を行います。

#### (4) 多文化共生推進体制の整備

ほんし たぶん かきょうせいすいしん しさく けいかくとき すいしん かくしゅたい れんけい  
本市における多文化共生推進施策を計画的に推進するために、各主体と連携し、  
すいしんたいせい こうちく  
推進体制を構築します。

### 4 各主体の役割と連携

たぶん かきょうせい すいしん しみん ちいき ぎょうせい たちば  
多文化共生の推進にあたっては、市民、地域、行政が、それぞれの立場において  
になて たが れんけい きょうどう とく ひつよう  
担い手となり、互いが連携し、協働して取り組むことが必要です。

#### (1) 市民の役割

しみん ちいき しゅやく たが ぶんか じんけん そんちょう そうごりかい ふか  
市民は、地域づくりの主役であり、互いの文化や人権を尊重し、相互理解を深め、

くともに暮らすという意識を高めることができます。  
いっぽう一方で、外国人市民は、地域の文化や習慣に関する理解を深めるとともに、日本ほうれいの法令や生活ルール等を遵守する必要があります。

## (2) 地域の役割

ちいきやくわり  
**ア 自治会**  
じちかい  
自治会は、最も生活に密着した共同体であり、地域における多文化共生の推進にじゅうようやくわりにな  
重要な役割を担っています。  
がいこくじんしみん  
外国には、自治会という組織が存在しない場合があります。自治会の役割などに  
わ  
について、分かりやすく情報を提供し、理解を得ることが必要です。  
がいこくじんしみん  
さらに、外国人市民も、地域社会の構成員の一人として積極的に活動することが  
のぞ  
望れます。

## イ NPO

たぶんかきょうせいすいしん  
多文化共生の推進には、国際交流やボランティア活動への高い関心と参加意識を  
ひとびとこうせい  
もった人々で構成され、人材やノウハウを持っているNPOなどの市民活動団体と  
れんけいきょうどうか  
の連携・協働が欠かせません。  
しみんこくさいこうりゅうきょうかい  
ふくい市民国際交流協会は、市民と行政の橋渡し役となり、市民が主体となつた  
たぶんかきょうせいすいしん  
多文化共生推進の中心的な担い手になることが求められます。

## ウ 企業

がいこくじんしみん  
外国人市民を雇用する企業には、人権を十分に尊重するとともに、労働法令を  
じゅんしゆ  
遵守し、企業としての社会的責任を果たすことが求められています。  
とく  
特に、国の制度によって受け入れられている技能実習生等は、本市の経済活動を支  
じゅうようやくわり  
える重要な役割を担っています。受け入れ団体等には、技能実習生等と地域社会をつなぐわり  
なぐ役割が期待されます。

## エ 教育機関

こくせき  
国籍を問わず、すべての子どもたちは、将来を担う重要な存在です。また、国際

けっこん う こ ぶんか も  
結婚により生まれる子どもたちは、2つの文化を持っています。

がいこくせき こ しんろせんたく はば ひろ きょういく う かんきょう せ い び  
外国籍の子どもたちの進路選択の幅を拡げるためには、教育を受ける環境整備や

しんがく しゅうしょく かん しゃん ひつよう どうじ こ たよう ぶんか きょうみ  
進学・就職に関する支援が必要です。同時に、子どもたちの多様な文化への興味や

りかい はぐく じんけんそんちょう いしき たか たが みと あ じんけんきょういく すす ひつよう  
理解を育み、人権尊重の意識を高め、お互いを認め合う「人権教育」を進める必要

があります。

だいがく くに ほうしん こんご かくじつ りゅうがくせい ぞうか みこ そつぎょうせい  
大学では、国の方針により、今後、確実に留学生の増加が見込まれます。卒業生

ちいきいちやく しえん りゅうがくせい にほんごのうりょく にほんしゃかい りかいりょく い  
の地域定着を支援するとともに、留学生が、日本語能力や日本社会への理解力を活

たぶんかきょうせい すいしんやく かつやく たいせい もと  
かし、多文化共生の推進役として活躍できるような体制づくりが求められます。

### (3) 行政の役割

しやくしょ がいこくじんしみん もっと みぢか ぎょうせいまとぐち  
市役所は、外国人市民にとって最も身近な行政窓口です。

ほんし きほんてき ぎょうせい しゅたい ちいき じつじょう がいこくじんしみん  
本市は、基本的な行政サービスの主体として、地域の実情をふまえ、外国人市民

ふく しのみん こうへい たいおう しさく さくてい たぶんかきょうせい ちいき  
を含むすべての市民に、公平に対応するための施策を策定し、多文化共生の地域づ

けいはつ おこな がいこくじんしみん しえん  
くりの啓発を行いながら、外国人市民を支援します。

だい しゅう たぶんかきょうせいすいしん ぐたいてき しさく  
第4章 多文化共生推進の具体的な施策

しき たいけい

1 施策の体系

いろんな国の人たちが手をつなぎ  
ともに支えあうまちづくり

基本理念

基本方針

基本施策

具体的な施策



(1) コミュニケーション支援

- ① 多言語による情報提供と情報伝達手段の確保

No. 1 ~ 7

- ② 日本語・日本社会に関する学習支援

No. 8 ~ 10

(2) 生活支援

- ③ 居住

No. 11 ~ 13

- ④ 教育

No. 14 ~ 21

- ⑤ 労働

No. 22 ~ 24

- ⑥ 医療・保健・福祉

No. 25 ~ 29

- ⑦ 防災

No. 30 ~ 31

(3) 多文化共生の地域づくり

- ⑧ 多文化共生の意識啓発

No. 32

- ⑨ 市民主体の多文化共生推進活動への支援

No. 33

- ⑩ 外国人市民の自立と社会参画

No. 34 ~ 36

(4) 多文化共生推進体制の整備

- ⑪ 市役所内の連携

No. 37 ~ 38

- ⑫ 地域における各主体との連携・協働

No. 39

- ⑬ 国、県及び他市町との連携

No. 40

し さ く い ち ら ん

## 2 施策の一覧

(1) コミュニケーション支援

準備・調整 → 継続・実施

No	施策	方向性・内容	推進主体			← プラン計画期間 →					
			市民	地域	行政	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
1	行政通訳員の配置	窓口業務における手続き・制度説明の円滑化のため、行政通訳員を配置し、行政事務の研修を行いながら窓口業務を補佐する			○	●	●	●	●	●	●
2	各種案内・通知等の多言語化	庁内の情報を収集し、優先度が高い情報について、英語・中国語・ポルトガル語などに翻訳			○	●	●	●	●	●	●
3	情報伝達手段の確保・充実	外国人情報コーナーの設置と、映像メディアを活用した分かりやすい情報提供やオリエンテーションの実施			○	●	●	●	●	●	●
		市ホームページを通して、生活情報を英語・中国語・ポルトガル語などで提供			○	●	●	●	●	●	●
		NPO、留学生受入れ機関、技能実習生受入れ機関等を通した情報提供		○	○	●	●	●	●	●	●
4	多言語版生活ガイドブックの充実	多言語併記やふりがな、やさしい日本語による、外国人市民にとって分かりやすい生活ガイドブックの作成			○	●	●	●	●	●	●
5	庁内窓口業務の充実	申請手続き等の手順を翻訳するなど、通訳者がいなくても一定程度対応できる仕組みづくり			○	●	●	●	●	●	●
		多言語併記やふりがな、やさしい日本語による、分かりやすい申請・制度説明書類の作成			○	●	●	●	●	●	●
		外国人市民の窓口対応を想定した、市職員のコミュニケーション能力研修			○	●	●	●	●	●	●
6	サインのユニバーサル化推進	市役所や市内に設置された、公共の案内看板等の表記方法についての検討			○	●	●	●	●	●	●
7	通訳ボランティアの育成と充実	通訳ボランティアの育成と充実のため、語学・スキルアップ研修の開催、またこれらに関する活動団体等の支援	○	○	○	●	●	●	●	●	●
8	日本語を学習する機会の提供	外国人市民の自立に向けた日本語教室の実施	○	○	○	●	●	●	●	●	●
9	日本語指導ボランティアの育成と充実	日本語指導ボランティアの育成と充実を図る研修の実施、またこれらに関する活動団体等への支援	○	○	○	●	●	●	●	●	●
10	地域生活のルールに関する理解促進	行政窓口などで地域生活のルール等の情報を提供			○	●	●	●	●	●	●
		外国人市民と地域とのパイプ役となる自治会等を活用した互助体制の構築		○	○	●	●	●	●	●	●

## (2) 生活支援

No	施策	方向性・内容	推進主体			← プラン計画期間 →					
			市民	地域	行政	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
11	情報提供による居住支援	市営住宅の空家情報や入居抽選、入居時のオリエンテーション等の生活情報の充実			○		---	→	→	→	→
12	外国人市民の自治会加入促進	多言語併記やふりがな、やさしい日本語による入会申込書等を作成し、自治会への加入を促進		○	○	---	→	→	→	→	→
13	留学生の住宅環境支援	関係機関と連携し、留学生の住居確保に関する情報提供の実施		○	○	---	→	→	→	→	→
14	保育園・幼稚園に関する情報の提供	入園の手続きなど保育園・幼稚園に関する情報の多言語化			○	---	→	→	→	→	→
15	公立小中学校に関する情報の提供	入学手続きなど公立小中学校の就学案内の多言語化			○	→	→	→	→	→	→
		外国人児童生徒並びに保護者とのコミュニケーションを円滑にするため、公立小中学校で使用する通知等の多言語化			○	---	→	→	→	→	→
16	学校における日本語学習の支援	日本語指導ボランティアを派遣し、外国人児童生徒に対して、日本語初期指導の実施	○	○	○	→	→	→	→	→	→
17	外国人児童生徒日本語指導ボランティアの育成と充実	日本語指導ボランティアの育成と充実を図る、スキルアップ研修の開催またこれらに関する活動団体等の支援		○	○	→	→	→	→	→	→
18	不就学・不登校児童生徒等へのサポート	就学、登校状況等調査の実施			○	→	→	→	→	→	→
		チャレンジ教室、ライフパートナー制度を活用した支援体制の整備	○	○	○	---	→	→	→	→	→
19	就学前の子どもに関する保育・子育て支援	保育園や児童館などへの通訳ボランティア等の派遣体制整備		○	○	---	→	→	→	→	→
20	国際理解教育の推進	外国語指導助手を活用した国際理解教育の推進及び国際感覚を持った児童生徒の育成			○	→	→	→	→	→	→
21	多文化共生教育の推進	学校を主体とした多文化交流事業の実施			○	---	→	→	→	→	→
		教職員を対象とした多文化共生意識啓発研修の実施			○	---	→	→	→	→	→
22	外国人雇用企業内の日本語教室への支援	技能実習生等を受入れている企業・団体の日本語指導者への研修実施		○	○	→	→	→	→	→	→
23	外国人雇用関係者への意識啓発	就労環境の整備・向上を図るために、外国人労働者の受け入れ企業、雇用企業に対する各種制度・規則等の情報提供		○	○	→	→	→	→	→	→

No	施策	方向性・内容	推進主体			← プラン計画期間 →					
			市民	地域	行政	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
24	労働相談窓口の充実	関係機関と連携し、外国人労働者の労働関係に関する相談窓口の充実		○	○						→
25	問診表の多言語化	各学校等で配布している、児童生徒の健康にかかる問診表の見直しと多言語化			○	...	→				→
26	保健センターにおける多言語対応	外国人市民の健康診断や健康相談、予防接種などの、多言語による情報提供や支援体制整備			○		...	→			→
27	国民健康保険・国民年金制度に関する情報提供	国民健康保険・国民年金制度の普及・啓発、保険税等の納付促進に関する情報の多言語化			○		...	→			→
28	母子福祉における多言語での対応	母子福祉に関する情報の多言語化、育児相談を必要とする世帯への支援体制整備			○		...	→			→
29	高齢者・障害者への多言語での対応	後期高齢者医療制度、高齢者福祉制度、障害者福祉制度に関する情報の多言語化			○		...	→			→
30	防災意識の啓発と災害時支援体制の整備	外国人市民向けの多言語防災パンフレットの作成と、外国人市民を含めた防災訓練の実施	○	○	○		...	→			→
		災害時の外国人への支援対応のマニュアル化と、避難情報の伝達手段の整備		○	○		...	→			→
31	防犯、交通安全の意識啓発	警察等と連携し、防犯や交通安全に関する研修会の実施、及び冊子等の多言語化による情報提供	○	○	○		...	→			→

たぶんかきょうせい　ちいき

### (3) 多文化共生の地域づくり

No	施策	方向性・内容	推進主体			← プラン計画期間 →					
			市民	地域	行政	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
32	市民への多文化共生についての意識啓発	多文化共生意識を啓発するため、公民館や自治会などで市民を対象とした多文化共生講座を開催	○	○	○	...	→				→
		日本語指導者や通訳ボランティアを対象に多文化共生研修を実施し、多文化共生の地域づくりの推進役を育成	○	○	○	...	→				→
33	市民主体の多文化共生活動の支援	地域住民間のコミュニケーションの円滑化を図るため、地域行事等に通訳ボランティアや留学生を派遣する体制の整備	○	○	○						→
		ふくい市民国際交流協会などNPOの主体的な活動への支援	○	○	○						→
34	外国人市民の自助組織の育成	本市での生活をサポートするため、同じ国の外国人市民同士による自助組織の支援とキーパーソンとなる人材育成	○	○	○	...	→				→

No	施策	方向性・内容	推進主体			← プラン計画期間 →					
			市民	地域	行政	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
35	外国人市民の地域文化学習活動への支援	本市の文化や習慣、日本の法令や生活ルールなどの学習支援		○	○		...	→	→	→	→
36	地域で活躍する外国人市民の紹介	外国人の社会参画を促すため、地域で活躍する外国人市民を広報紙やホームページ等で紹介する	○	○	○		...	→	→	→	→

たぶんかきょうせい　すいしんたいせい　せいび

#### (4) 多文化共生の推進体制の整備

No	施策	方向性・内容	推進主体			← プラン計画期間 →					
			市民	地域	行政	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
37	多文化共生推進連絡会の実施	市役所内部の外国人市民に関する施策の連携と総合調整のため、多文化共生推進員、多文化共生推進連絡会を設置			○	...	→	→	→	→	→
38	市職員への多文化共生についての意識啓発	多文化共生意識を啓発する市職員を対象とした研修会の実施		○	○	...	→	→	→	→	→
39	多文化共生のまちづくりに関する推進組織の設立	本プランの推進を支える市民による多文化共生推進懇話会（仮称）の設立	○	○	○	...	→	→	→	→	→
40	国県及び周辺市町との連携	国県及び周辺市町と情報交換し、相互に役割分担しながら、連携して各種事業を実施			○	...	→	→	→	→	→

## 第5章 推進にあたって

### 1 施策の優先順位

ほん たぶん かきょうせい ちいき だいいっぽ しみん りかい すいしん  
本プランは、多文化共生の地域づくりの第一歩として、市民の理解をもとに推進

ひつよう ほんし しさく こうへいせい はいりよ ほん しめ  
していく必要があります。本市は、施策の公平性に配慮しながら、本プランに示さ

きんきゅう たいおう ひつよう じぎょう ゆうせんてき とく  
れた緊急に対応が必要な事業について、優先的に取り組むこととします。

ほん しさく いた がいこくじんじどうせいと しんがくしょん がいこくじんしみん しゃかい  
本プランの施策に至らなかつた外国人児童生徒の進学支援や、外国人市民の社会

さんか かだい ほん  
参加などの課題については、今後、更に検討を行い対応します。さらに、本プラン

かか しさく ひつよう しょう ぱあい せんたい せいごうせい はいりよ とく  
に掲げていない施策の必要が生じた場合は、全体の整合性に配慮しつつ取り組むこ

ととします。

### 2 推進体制

たぶん かきょうせい すいしん ほんし しょかん たんとうぶしょ じんてきたいせい  
多文化共生の推進にあたっては、本市において所管する担当部署の人的体制を

せいび しさく ふくすう ぶしょ かんけい おうだんてき  
整備します。また、施策が複数の部署にまたがって関係していることから、横断的

れんらくちょうせい おこな れんけい すいしん へいせい ねん ねん ど かんけいしょぞく  
な連絡調整を行い、連携して推進するために、平成22年(2010年)度から、関係所属

たぶん かきょうせいすいしんいん お たぶん かきょうせいすいしんれんらくかいぎ せつち  
に「多文化共生推進員」を置き、「多文化共生推進連絡会議」を設置します。

### 3 進行管理

たぶん かきょうせい すいしん かくしゅたい れんけい きょうどう じゅうよう ほん  
多文化共生の推進にあたっては各主体との連携・協働が重要であることから、本

すいしん ささ しのみん たぶん かきょうせいすいしんこんわかい かしよう せつりつ しんちょく  
プランの推進を支える市民による「多文化共生推進懇話会」(仮称)を設立して、進捗

じょうきょう ひょうか みなお ていげん おこな  
状況の評価や見直しの提言を行います。

しりょう おも ざいりゅう しかく  
**資料（1）主な在留資格**

とくべついじゅうしゃ  
**「特別永住者」**

へいせい ねん ねん しこう にほんこく へいわじょうやく もと にほん こくせき りだつ  
平成3年（1991年）に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱  
ものとう しゆつにゅうこくかんり かん とくれいほう さだ ざいりゅうしかく にほん こうふく  
した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格です。日本の降伏  
ぶんしょちょういんひ しょうわ ねん ねん がつかいぜん ひつづ にほん きょじゅう へいわ  
文書調印日（昭和20年（1945年）9月2日）以前から、引き続き日本に居住している平和  
じょうやくこくせきりだつしゃ ざいにちかんこく ちょうせんじん およ ざいにちたいわんじん しそん たいじょう  
条約国籍離脱者（在日韓国・朝鮮人、及び在日台灣人）とその子孫を対象としていま  
す。

えいじゅうしゃ  
**「永住者」**

にゅうかんほう ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん しゅうろうせいげん な けんり みと ざいりゅう  
入管法の在留資格であり、在留期間や就労制限が無いなどの権利を認められ、在留  
しきくこうしん てつづ ふよう えいじゅうしかく みと ようけん げんそく ひつづ  
資格更新の手続きが不要となります。永住者資格を認められる要件は、原則、引き続  
き 10年以上の在留（日本人、永住者の「配偶者」または「実子」等は例外的に期間が  
たんしゅく そこう せんりょう どくりつ せいけい いとな た しさん  
短縮されている）、ならびに、素行が善良であること、独立した生計を営むに足る資産  
ぎのう ゆう もの えいじゅう にほんこく りえき がっち  
または技能を有すること、その者の永住が日本国の利益に合致することなどがあります  
しんせいしゃ にゅうかんほう もと しんせいてつづ おこな ほうむだいじん にんてい おこな  
。申請者は、入管法に基づき申請手続きを行い、法務大臣によって認定が行われ  
ます。

にほんじん はいぐうしゃとう  
**「日本人の配偶者等」**

にほんじん はいぐうしゃ とくべつようし にほんじん こ しゅっしょう もの にんち こん  
日本人の配偶者や特別養子、または、日本人の子として出生した者（認知された婚  
がいし ふく みと ざいりゅうしかく にほんじん こくさいけっこん ばあい にほんこくせき  
外子を含む）などに認められる在留資格です。日本人と国際結婚した場合や、日本国籍  
ゆう につけい せい はいぐうしゃ じっし につけい せい ざいりゅうしかく  
を有する日系1世の配偶者や実子（日系2世）の在留資格です。

につけい にほんいがい くに いじゅう にほんじん しそん ほん  
日系とは、日本以外の国に移住した日本人や子孫のことをいいますが、本プランで  
せんせん せんご まづ にほん わた にほんじん しそん しめ  
は、戦前や戦後に、貧しかった日本からブラジルなどに渡った日本人とその子孫を示  
します。

ていじゅうしゃ  
**「定住者」**

ほうむだいじん とくべつ りゆう こうりょ いってい ざいりゅうしかく してい きょじゅう みと  
法務大臣が、特別な理由を考慮し、一定の在留資格を指定して居住を認めるもので、

なんみん につけい せい みと ざいりゅう しかく につけい せい ざいりゅう しかく みと  
難民や日系3世などに認められる在留資格です。日系4世にもこの在留資格が認め  
おや ねんいじょう ざいりゅう しかく も みせいねん ふよう う  
られますが、親が1年以上の在留資格を持つことや未成年で扶養を受けていることな  
じょうけん  
ど条件があります。

### 「研修」と「特定活動」

けんしゅう とくていかつどう  
けんしゅう きぎょう ぎじゅつ ちしき まな ざいりゅう しかく げんそく しゅうろう  
「研修」は、企業などで技術や知識を学ぶための在留資格で、原則として就労はで  
ほんし がいこくじんけんしゅうせいど うけい けんしゅうせい おお し  
きません。本市では、外国人研修制度によって受入れている研修生が、多くを占めて  
います。

とくていかつどう しゅうろう みと ほうむだいじん ここ がいこくじん  
「特定活動」は、就労が認められるかどうかについて、法務大臣が個々の外国人に  
とく してい かつどう ざいりゅう きかん ここ してい がいこうかん かじ  
について特に指定する活動であり、在留期間は、個々に指定されます。外交官の家事  
しようりん せんしゅ はい ほんし もっと  
使用者やワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手なども入りますが、本市で最  
おお かいはつとじょうこく じんざいいくせいきょうりょく もくべき ぎのうじゅうせいど  
も多いのは、開発途上国の人材育成協力などを目的とした技能実習制度によって  
うけい かたがた  
受け入れられている方々です。

けんしゅう とくていかつどう ざいりゅう しかく げんざいじっし がいこくじんけんしゅう ぎのうじゅう  
この「研修」「特定活動」の在留資格で現在実施されている「外国人研修・技能実習  
せいど へいせい ねん ねん がつ こつかい にゅうかんほう かいせい みなお  
制度」は、平成21年（2009年）1月の国会で、入管法の改正とともに見直されること  
き せいどかいせい おも ないよう ざいりゅう しかく ぎのうじゅう そうせつ うけい  
が決まっています。制度改革の主な内容は、在留資格「技能実習」を創設し、受け入れ  
さいしょ ろうどうかんけいほうれいとう てきよう  
の最初から労働関係法令等を適用させるものです。

しりょう

さくてい　けいか

## 資料（2）プラン策定の経過

がつ 6月 26日	にち	い　い　ん　い　しょく　だい　かい　た　ぶ　ん　か　き　よ　せ　い　い　し　ん	けん　と　う　か　い
委員委嘱、第1回多文化共生推進プラン検討会			
がつ 7月 14日	にち	だい　かい　た　ぶ　ん　か　き　よ　せ　い　い　し　ん	けん　と　う　か　い
第2回多文化共生推進プラン検討会			
がつ 8月 18日	にち	だい　かい　た　ぶ　ん　か　き　よ　せ　い　い　し　ん	けん　と　う　か　い
第3回多文化共生推進プラン検討会			
がつ 9月 25日	にち	だい　かい　た　ぶ　ん　か　き　よ　せ　い　い　し　ん	けん　と　う　か　い
第4回多文化共生推進プラン検討会			
がつ 1月 13日	にち	だい　かい　た　ぶ　ん　か　き　よ　せ　い　い　し　ん	けん　と　う　か　い
第5回多文化共生推進プラン検討会			
がつ 1月 28日	にち	しち　よ　う　ほ　う　こ　く	
市長報告			

しりょう

けん　と　う　い　い　ん　め　い　ぼ

## 資料（3）検討委員名簿

役職名	氏名	所属団体・職名
ざちょう 座長	たち　きよたか 館 清隆	こくりつだいがくほうじんふく　い　だいがくきよういく　ち　いき　か　がく　ぶ 国立大学法人福井大学教育地域科学部 教授
ふくざちょう 副座長	たかしま　き　よ　こ 高嶋 起代子	ざいだんはうじんふく　い　けんこくさいこうりゅうきょうかい　そ　う　だ　ん　い　ん 財団法人福井県国際交流協会 相談員
いいん 委員	ほんどう　か　ず　や 本道 和也	ふくいけんがいこくじんけんしゅうせい　じっしゅうせいう　け　い　だ　ん　たい　れ　ん　ら　く　き　よ　う　き　か　い　り　じ 福井県外国人研修生・実習生受入れ団体連絡協議会 理事
〃	おけ　や　み　ち　よ 桶谷 道代	し　み　ん　こ　く　さ　い　こ　う　り　ゆ　う　き　よ　う　か　い　り　じ ふくい市民国際交流協会 理事
〃	た　な　か　よ　し　ゆ　き 田中 佳之	ふ　く　い　し　き　よ　う　い　く　い　い　ん　か　い　が　っ　こ　う　き　よ　う　い　く　か　し　ど　う　し　ゅ　じ 福井市教育委員会学校教育課 指導主事
〃	ふ　じ　も　と　え　つ 藤本 悅	ふ　く　い　か　じ　ん　か　き　よ　う　れ　ん　ぎ　かい　ふ　く　り　じ　ち　ょう 福井華人華僑聯誼会 副理事長
〃	い　う　ん　じ　ょ　ん 李 恩姫	ふ　く　い　し　し　み　ん　せ　い　かつ　ぶ　し　み　ん　き　よ　う　ど　う　こ　く　さ　い　し　つ　こ　く　さ　い　こ　う　り　ゆ　う　い　ん 福井市市民生活部市民協働・国際室 国際交流員
〃	い　の　う　え 井上 マルシオ	ふ　く　い　け　ん　に　っぽ　く　ゆ　う　こ　う　き　よ　う　か　い　か　い　い　ん 福井県日伯友好協会 会員
〃	こ　ば　や　し　た　だ　お 小林 忠男	ふ　く　い　し　こ　う　み　ん　か　ん　れ　ん　ら　く　き　よ　う　ぎ　かい　だ　い　ひ　ょう 福井市公民館連絡協議会 代表
〃	い　し　だ　や　す　お 石田 泰男	ふ　く　い　し　し　み　ん　せ　い　かつ　ぶ　し　み　ん　き　よ　う　ど　う　こ　く　さ　い　し　つ　し　つ　ち　ょう 福井市市民生活部市民協働・国際室 室長